

個人情報保護法の制度的課題と令和7年改正に向けた考察
Law Reform Perspectives on the Act on the Protection of Personal Information in Japan:
Toward the 2025 Amendment

新保 史生[†]
Fumio Shimpo

1. はじめに

個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）の令和7年（2025年）改正に向けた検討状況を分析し、個人情報保護委員会が公表した「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について（令和7年3月5日）」で示された主要な論点について、AI・デジタル社会の進展を踏まえた制度的課題と対応策について考察する。

2. 個人情報保護法の「3年ごと見直し」

個人情報保護法第12条第1項は、少なくとも3年ごとに法律の運用状況を見直しが必要があれば改正などの対応を行うことを定めている。

令和7年（2025年）の法改正に向けた検討に関しては、課徴金導入に向けた検討について経済界からの反対意見が示されるなど紆余曲折を経ながらも進められてきた。

個人情報保護委員会は、令和6年（2024年）6月27日に「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」を公表し、意見募集を実施した。その後、委員会は同年11月から12月にかけて「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に関するヒアリングを実施し、令和7年（2025年）1月22日に「『個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討』の今後の検討の進め方について」を公表した。さらに、同年3月5日には「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」を公表している。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」（令和5年11月15日）
関係団体等ヒアリングを順次実施（令和5年11月下旬）
「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討項目」（令和6年2月21日）
有識者ヒアリングを順次実施（令和6年4月上旬～）
「中間整理」（7月29日までパブコメ実施）（令和6年6月27日）
「中間整理」に関する意見募集の結果・今後の検討の進め方（令和6年9月4日）
「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」（令和6年10月16日）
事務局ヒアリング（有識者、経済団体・消費者団体）の状況報告（令和6年12月17日）
「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会 報告書」（令和6年12月25日）
「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方（令和7年1月22日）
「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）」（本人関与の在り方等）（令和7年2月5日）

「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）」（リスク対応等）（令和7年2月19日）

「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（令和7年3月5日）

「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」意見の概要（令和7年4月16日）

表1：個人情報保護法3年ごと見直し主な動向一覧

3. 個人情報保護法の課題と見直しの視点見出し

個人情報保護法は、第1条において「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」と定めている。個人情報保護委員会による事務局ヒアリングでは、個人情報保護政策の在り方についての視点として、(1)個人情報保護法の保護法益、(2)本人の関与、(3)事業者のガバナンス、(4)官民を通じたデータ利活用の4点が示された。これらの視点を踏まえ、委員会は「本人の権利利益への直接の影響の有無等」を切り口として規律の内容を検討していくことが望ましいとの考えを示している。

4. 個人の権利利益への影響という観点を考慮した統計

4.1 統計作成等に関する同意要件緩和の必要性和課題

4.1.1 同意要件緩和の理論的根拠

統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な情報の分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人同意要件の緩和について検討する必要性が高まっている。AI開発等のためにデータを横断的に解析するニーズが急増している現状において、個人の権利利益を侵害するおそれが少ない利用形態については、現行の同意要件を緩和する合理的根拠があると考えられる。

統計作成等に利用される個人データについては、特定の個人を識別できる個人情報としての利用にはあたらないため、個人の権利利益を侵害するおそれが相対的に低いといえる。この観点から、統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されることを条件として、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能とする法改正は、データ利活用の促進と個人の権利利益保護のバランスを図る上で有意義である。

しかしながら、個人情報取扱事業者の義務の緩和においては、AI開発の現実と個人の権利利益保護のバランスを図りつつ、緩和の対象範囲や事業者が講ずべき措置等を慎重に定める必要がある。

4.1.2 本人同意取得義務の緩和要件の範囲に関する課題

個人情報保護法では、個人データの第三者提供や要配慮個人情報の取得に原則本人同意を義務づけているのみならず、目的外利用、外国の第三者への提供（法第28条）及

び個人関連情報の個人データとしての取得に際しての同意確認（法第31条）がある。「統計作成等」の要件に該当する場合、これらすべての場面において同意取得義務が緩和されるのかについては明確でない。

4.1.3 本人同意が必要な他の場面への適用可能性の疑問

外国にある第三者への個人データの提供については、当該外国における個人情報保護制度の水準や、越境データ移転（外国にある第三者への個人データの提供規制（以下、「外国移転規制」という。））に伴うリスクを考慮する必要がある。例えば、海外のクラウドサーバを利用したAI開発や、日本に拠点を持たない外国企業が提供するAIサービスを利用する場合、統計作成目的であっても、現行法の外国移転規制（法第28条）との整合性をどのように図るのかという問題が生じる。

同様に、個人関連情報の第三者提供に係る本人同意確認手続（法第31条）についても、「統計作成等」の目的であれば同意要件を緩和するのかがどうかを明確にすべきである。特に、ウェブトラッキングデータなどの個人関連情報をAI開発目的で取得・提供する場合の取扱いについて具体的な指針が必要である。

4.2 「統計作成等」の範囲と担保措置の実効性

4.2.1 「統計作成等」の範囲について

「統計作成等であると整理できるAI開発等を含む」という点については、その具体的な範囲は必ずしも明確ではない。特に、以下の点について詳細な検討が必要である。

第一に、AIモデル開発のための学習データ取得と、AIが実際に運用段階で学習するデータの両方が含まれるのかという点である。第二に、LLM（大規模言語モデル）構築のためのデータ取得と、プロンプト入力などユーザとの対話から得られるデータの学習過程の両方を含むのかという点についても検討が必要である。第三に、生成AI等のファインチューニングも「統計作成等」に含まれるのかという点も明確にする必要がある。

「AI開発」という目的によって情報を取得する場合に要件が緩和されるという解釈は理解できるが、AI開発の多様な段階や方法について、どこまでが「統計作成等」に含まれるのかを明確にする必要がある。

4.2.2 要配慮個人情報の取扱いについて

AI学習データセットには多種多様な情報が含まれており、「要配慮個人情報が学習データに含まれていないことの証明」は技術的に極めて困難である。大規模データセットを網羅的に精査することは現実的ではなく、要配慮個人情報が含まれていることを前提とした制度設計が必要である。

一方で、要配慮個人情報を含むデータセットをAI開発に利用する場合、差別的なAIの生成リスクなど特有の問題が生じる。こうした問題に対処するための技術的・組織的措置についても検討すべきである。

4.2.3 「統計情報の作成のみに利用される」ことの担保

「AIの学習データであり、統計情報の作成のみに利用される」ことをどこまで担保できるかという問題がある。例えば、AIを活用したRAG（Retrieval-Augmented Generation）により個人情報データベースを構築することも技術的には可能である。このような「顧客名簿作成のためのデータ取得」は、明らかに統計情報の作成ではなく「個人情報データベース等を作成するための処理」に該当することから同

意要件緩和の対象外であるべきだが、その線引きと実効性の担保方法が課題となる。

「提供元・提供先間の合意」や「目的外利用及び第三者提供の禁止」などの措置は有効ではあるものの、以下の点について追加的な検討が必要である。

第一に、AI開発事業者による目的外利用の技術的防止策（アクセス制限、監査証跡の保持等）が挙げられる。第二に、契約違反に対するペナルティや監査体制の整備も重要である。第三に、利用目的の変更が行われないことを担保するための継続的なモニタリング手法についても検討する必要がある。

4.3 国際的なAI開発環境との関係における留意点

グローバルなAI開発環境においては、国境を越えたデータ移転が不可避であり、以下の点に留意する必要がある。

第一に、海外サーバでのAI開発を行う日本企業の場合、「統計作成等」を目的とする際に外国移転規制（法第28条）との整合性をどう図るのかという問題がある。第二に、国外の事業者が日本国内でAI開発を行う場合、日本の個人情報保護法の適用（域外適用を含む）と、当該事業者の本国法との関係をどう整理するかという点も課題である。第三に、国際的なデータ移転に関するセーフガードとして、どのような措置が求められるかについても検討が必要である。

特に、法第28条にいう「相当措置」に基づく外国の第三者への提供について、AI開発の文脈でどのように適用するかを明確にする必要があるとともに、その継続的な実施を確保するための措置（法第28条第3項）についても検討を要する。

5. 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いに関する同意規制の在り方

5.1 現行法の課題

個人情報保護法において、要配慮個人情報の取得には原則として本人同意が必要であるが、それ以外の個人情報の取得には原則として本人同意要件は課されていない。一方、取得に際して第三者提供を行うことを予定している場合には原則として本人同意が必要であるが、前述の統計作成等の場合と同様に目的外利用その他同意が必要な手続もある。しかし、取引の性質上、本人が提供した個人情報（個人情報取扱事業者にとって個人データである場合）を第三者に提供することが取得の状況から明らかであり、本人の意思に反しないと認められる場合がある。この点について、現行法では明確な例外規定がなく、実務上の負担が生じているのは事実であろう。

「個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合をはじめ、目的外利用、要配慮個人情報取得又は第三者提供が本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」について、本人の同意を不要とすることにつき、実務上の合理性があり本人の権利利益保護と個人情報取扱事業者の負担軽減のバランスを図る観点から評価できるが、以下の点について検討が必要である。

5.2 適用範囲の明確化と限界の設定

対象となるケースとしては、本人から取得した個人情報をもろの形で個人データとして第三者に提供・利用してもらうことが明らかな場合が想定される。例えば、オンライン予約サイトを通じたホテルの予約や、旅行代理店を通じた航空券の購入など、提供された個人データがサービス提供のために必須の第三者において利用されることが客観的に明らかである場合が該当する。

ただし、「本人の意思に反しないことが明らか」という判断基準には、一定の不明確さが伴う。この基準の解釈が過度に拡張されると、本人同意原則の形骸化につながるリスクがある。ゆえに、特に以下の点について明確な基準の策定が必要である。

第一に、「契約の履行のために必要不可欠」とであると認められる範囲を明確化する必要がある。第二に、「本人の意思に反しないことが明らか」と判断する客観的基準を設ける必要がある。第三に、本人が合理的に予測可能な第三者提供の範囲を定める必要がある。

また、本人同意原則の重要な例外として位置づけられることから、改正法において当該手続を明記するだけでなく、ガイドライン対応ではなく個人情報保護委員会規則等によって具体的な適用条件を明確に規定することが必要であろう。

5.3 要配慮個人情報の取扱い

要配慮個人情報についても同様の例外を認めることについて、確かにこれまでも実務上の必要性が認められて然るべき場合があった。例えば、特定の食事制限（宗教上の理由によるハラール食の必要性など）や移動時の配慮事項（車椅子対応など）といった要配慮個人情報に該当する情報について、サービス提供のために関係事業者間で共有することが必要なケースがある。

このような情報が共有されないと、かえって本人に不利益が生じる場合もあり、一律に同意を求めることが本人の利益に合わない場合もある。ただし、要配慮個人情報の特性を踏まえ、以下の点に留意する必要がある。

第一に、取得する要配慮個人情報は、サービス提供に必要最小限とすべきである。第二に、第三者に提供された後の利用目的も明確に限定されるべきである。第三に、要配慮個人情報特有のリスクを軽減するための追加的安全管理措置の検討が必要である。

5.4 悪用防止と透明性確保

当該例外規定が悪用され、本人の予測を超えた第三者提供の連鎖が生じることを防止するための措置も重要である。具体的には以下の点について考慮すべきである。

第一に、第三者提供の事実を本人が認識できるような情報提供の仕組みを構築する必要がある。第二に、提供先での利用目的の制限と遵守状況の確認方法を確立すべきである。第三に、提供する個人データの項目の必要最小限化を図る必要がある。

特に、複数の事業者が関与するサービス提供過程において、本人にとって予測可能性を確保し、透明性を高める工夫が求められる。

5.5 中小規模事業者への配慮

この適用除外の効果としては、大手事業者が既に規約等による包括的同意で対応している実務慣行を、中小事業者にも拡張する効果が期待される。特に、複雑な同意取得プロセスを構築する余力のない中小事業者にとって、必要不可欠な第三者提供や要配慮個人情報その他の本人の同意取得に関する法的リスクを軽減する効果がある。

ただし、この例外規定の適用により、中小事業者における個人情報保護の水準が低下することがないように、ガイドライン改正だけでなく、そのガイドラインの内容をわかりやすく説明する配慮や啓発活動も同時に行うべきである。

6. 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のための個人情報取扱いにおける同意要件の在り方

6.1 現行法における同意取得困難性要件の課題

個人情報保護法では、人の生命、身体又は財産の保護のための例外規定及び公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のための例外規定について、「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件が付されている。この「困難性」要件は、従来、本人が意識不明である場合や所在不明である場合など、物理的・客観的に同意取得が不可能または著しく困難な場合に限定して解釈されてきた。

「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、「その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」についても、上記例外規定に依拠できることとする法改正は、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益保護のバランスを図る観点から一定の合理性を有するものである。

6.2 「相当の理由」の明確化と具体化の必要性

当該手続において最も重要な点は、「相当の理由」という新たな基準の明確化である。一般に「相当性」のような規範的概念は、その解釈に幅が生じやすく、事業者による法的安定性や予測可能性を確保するためには、具体的な例示やガイドラインによる明確化が不可欠である。しかし、「相当の理由」の範囲を具体的に理解することは困難であり、以下のような観点からより詳細な基準の策定が必要である。

第一に、同意取得が手続的に可能であっても「相当の理由」が認められる典型的な場面を明示すべきである。第二に、「相当の理由」を判断する際の考慮要素（公共性・公益性の程度、個人の権利利益への影響の程度、代替的保護措置の内容等）を整理する必要がある。第三に、業種・分野別の具体的事例の提示が求められる。

6.3 「相当の理由」が認められる具体的場面の検討

「相当の理由」が認められる可能性のある具体的場面として、以下のような事例が考えられる。

第一に、公衆衛生の向上のための医学研究を目的とし、大規模な疫学調査や医学研究において研究の社会的意義が高く、全ての対象者から個別同意を取得することが現実的でない場合が挙げられる。

第二に、災害時の要支援者情報の共有のため、大規模災害の発災時に要支援者の安全確保のため、行政機関と民間

事業者（介護事業者等）間で要支援者情報を共有する場合も該当しうる。

第三に、感染症対策のための情報共有について、感染症の拡大防止のため、保健所等の公的機関と医療機関・事業者間で感染者情報を共有する社会的必要性が高く、迅速な対応が求められる場合も想定される。

第四に、児童虐待の疑いがある場合に、児童相談所と関係機関間で要保護児童の情報共有を行う場合に、児童の保護という公益性の高さから、保護者の同意取得を不要とすることに相当の理由がある場合も考えられる。

これらの事例に共通する要素として、(a)社会的・公益的必要性が高いこと、(b)全ての本人から同意を取得することが物理・手続的に不可能ではないが社会的に見て過度な負担となること、(c)個人の権利利益保護への配慮として代替的な保護措置が講じられていること、が挙げられる。特に感染症対策等の緊急時における公衆衛生目的での情報利用においては、公益性と個人の権利保護のバランスを図る柔軟な枠組みが必要である。

6.4 適切な歯止めの必要性

「相当の理由」という柔軟な基準の導入は、実務上の必要性に応じた例外的取扱いを可能にする一方で、安易な拡大解釈により本人同意原則が形骸化するリスクも伴う。

このリスクを防止するためには、以下の点について検討が必要である。第一に、「相当の理由」の判断における考慮要素の明確化が求められる。第二に、代替的な保護措置（匿名化、利用目的の制限、提供先での安全管理措置等）の具体的内容を明示すべきである。第三に、事後的な本人への通知や情報提供の仕組みの検討も重要である。第四に、事業者による自主的な透明性確保の取組みの促進も図るべきである。

7. 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方

7.1 医学研究の特性と個人情報保護法制の実態的齟齬

医学・生命科学分野の研究では、臨床データの分析が研究の基盤となっている。大学病院等の学術研究機関では、診療活動と研究活動が一体的に行われており、診療で得られた情報を研究に活用する際の法的枠組みが整備されている。例えば、大学病院では、診療におけるインフォームド・コンセントとは別に、学術研究目的での個人情報の利用に関する包括的同意を取得する仕組みが確立されている。

一方、学術研究機関に該当しない一般の医療機関においても、医学研究への協力や共同研究への参加は実務上広く行われており、公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合も含め社会的にも重要な役割を果たしている。しかし、現行の個人情報保護法の枠組みでは、これらの機関が研究目的で個人情報を利用（目的外利用）し個人データを提供する際には、原則として本人同意が必要となり実務上の負担が大きい。

特に、パンデミック時には感染症対策のための情報収集・分析において、一般の医療機関からのデータ提供が必要不可欠であったが、本人同意の取得義務が実務上の課題となっていたのは事実であり、実質的な医学研究の実態と法規制の間に齟齬が生じていると言える（新保, 2020）。

現行の個人情報保護法において、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合について、目的外利用規制、要配慮個人情報取得規制、第三者提供規制等の適用が除外される特例が設けられている一方で、「学術研究機関等」に該当しない一般の医療機関（民間病院や診療所等）が医学研究に協力する場合には、この特例が適用されず、原則として本人同意が必要とされてきた。この点についての見直しは、医学研究の実態に即した法的枠組みを構築するものであり、以下の意義がある。

第一に、医学研究の実態に即した法的枠組みの構築が可能となる。第二に、公衆衛生の向上という社会的利益への貢献が期待できる。第三に、医療機関の実務上の負担軽減により、実務上の課題解決と医学研究の促進に寄与する。

さらに、医学研究のための情報収集・分析の円滑化が進むことで、多施設共同研究の促進も期待でき、パンデミック等の緊急時における迅速なデータ収集・分析体制の確立や実臨床データを活用した医療の質向上などの効果も期待できることから、医学研究の促進と公衆衛生の向上にも資するものである。

7.2 対象となる「医療の提供を目的とする機関又は団体」の範囲の明確化

対象について、「病院や、その他の医療の提供を目的とする機関等（診療所等）」としているが、その具体的範囲を明確にする必要がある。特に、以下の点について検討が求められる。

第一に、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）上の医療機関（病院、診療所）が含まれることに異論はないと考えられるが、その詳細な範囲を明確化すべきである。第二に、介護施設等の医療関連施設の取扱いについて検討が必要である。第三に、民間の検査機関や医療関連サービス提供事業者の位置づけについても明確にすべきである。

これらの点について、具体的な基準や事例をガイドライン等で明示し、実務上の予測可能性を高めることが重要である。

7.3 「学術研究目的」の該当性判断基準の明確化

学術研究の用に供する目的（学術研究目的）については、具体的な定義は個人情報保護法には定められていない。「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）平成28年11月（令和6年12月一部改正）」の2-19「学術研究目的」では、「『学術』とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。」と記されている。

この点につき、医療機関等が行う様々な活動のうち、どのような場合が「学術研究目的」に該当するかについての判断基準を明確にする必要がある。例えば、以下の点について検討を要する。

第一に、臨床研究と通常診療の区別について明確化すべきである。第二に、医療の質改善のための取り組みや業務

改善活動と学術研究の区別についても検討が必要である。第三に、民間企業との共同研究における学術研究性の判断基準についても明確にすべきである。

7.4 個人の権利利益保護のための追加的措置

「学術研究機関等」の範囲を拡大する際には、個人の権利利益保護のための追加的措置の要否についても検討が必要である。例えば、以下のような措置が考えられる。

第一に、研究倫理審査委員会による事前審査の義務付け（どこに委員会を設置するかを含む）が挙げられる。第二に、オプトアウトの機会の保障も重要である。第三に、研究目的での個人情報の取扱いに関する透明性確保（情報公開）の仕組みも検討すべきである。第四に、匿名加工情報・仮名加工情報を用いた個人情報保護措置の実施も有効な方策となりうる。

これらの追加的措置により、医療機関における学術研究目的での個人情報の利活用を促進しつつ、個人の権利利益の適切な保護を図ることが可能となる。

8. 子どもの個人情報保護に関する法的規律の在り方と実務的課題

8.1 年齢基準設定の妥当性と国際的整合性

「16歳未満」という年齢基準が示されたことは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&Aで示されていた考え方、およびEU一般データ保護規則（GDPR）第8条で設定されている基準（16歳未満）を参考にしていられる。国際的な法制度との比較においては、米国の児童オンラインプライバシー保護法（COPPA）が13歳未満を対象としているのに対し、本提案はより広い年齢層（16歳未満）を保護対象としており、子どもの保護に関してより厳格な立場を取っているといえる。この年齢基準の設定は、義務教育終了年齢（中学校卒業時の15歳程度）と概ね整合しており、一定の妥当性が認められる。

一方で、高等学校のような教育現場では、16歳を基準とすることで、同じ学年内でも15歳（1年生の一部）と16歳以上の生徒で異なる取扱いが必要となる可能性がある。このような年齢による線引きに伴う実務上の課題についても配慮が必要である。

8.2 法的位置づけの明確化

これまで子どもの個人情報の取扱いについては、特に明確な法的規律が存在せず、主に民法の未成年者保護の規定との関係で解釈されてきた。その際、①法律行為説（個人情報の取得を契約に伴う法律行為と捉え、未成年者からの情報取得には法定代理人の同意が必要とする考え方）、②事実行行為説（単なる個人情報の取得を事実行行為と捉え、それ自体は法定代理人の同意を必要としないとする考え方）の双方の観点からの考えが示されてきた。

この法的不明確さを解消し、16歳未満の子どもから個人情報を取得する際には、契約に付随するか否かにかかわらず、原則として法定代理人からの同意取得を義務付けることが子どもの個人情報の取扱いに係る手続の見直しの趣旨である。これにより、従来「グレーゾーン」とされてきた事実行行為としての情報取得についても、16歳未満の場合は法定代理人の同意が明確に求められることになる。

また、民法上の未成年者契約に係る手続は引き続き適用されるため、18歳未満の者から契約に際して個人情報を取得する場合には、契約自体についての法定代理人の同意も別途必要となる点に留意が必要である。

8.3 年齢確認の実効性と実務上の負担

年齢確認の実効性については、各府省庁の検討会においても様々な観点から検討がなされてきたが、オンライン環境において利用者が16歳未満であるかどうかを確実に確認する方法は技術的に限界がある。また、法定代理人同意の確認方法についても、特にオンラインサービスにおいて、法定代理人による真正な同意をどのように確保・検証するかという実務的課題がある。

例えば、英国のICO（情報コミッションナーオフィス）はこの課題への対応として、「Age appropriate design: a code of practice for online services」を策定しているが、同様の行動準則を我が国においても定めその遵守を求めるとなると事業者の負担は計り知れない。

8.4 教育機関等における実務負担

教育機関等における実務負担についても、前述の通り同一学年内でも16歳を境に異なる対応が必要となり実務上の複雑さが生じる。学校行事や部活動の写真掲載、進路指導に関する情報共有など、日常的な教育活動の中でも年齢に応じた異なる対応が求められる可能性がある。

8.5 国際的サービスとの整合性

グローバルに展開するオンラインサービスにおいて国ごとに異なる年齢基準に対応する実務上の負担が生じている。日本の個人情報保護法もその負担に加担する手続を追加することになるものの、GDPRとの整合性を考慮することで国際的な個人情報保護の潮流にも沿うものである。

8.6 子ども向けサービスへの影響

米国においてCOPPA法施行後に、子ども向けサービスを提供する企業が、法令遵守の困難さや高いコンプライアンスコストを理由にサービス内容を変更したり法規制の対象となる子ども向けサービスを中止したりする事例が生じた。同様の問題や事業者への負担が我が国においても生じるおそれがないか検証すべきである。

9. おわりに

デジタル社会の進展のみならずAI技術の飛躍的な発展を背景に、個人情報の利活用と個人データ保護の重要性と困難さが高まる一方で、個人の権利利益を実質的に保護する必要性も増している。今回の法改正に向けた検討は、形式的な規制ではなく、「本人の権利利益への直接の影響の有無」を切り口として、実質的な権利利益保護と個人情報の有用性のバランスを図るものとなっている。

特に、統計作成等のための個人データ利用や契約履行に必要な第三者提供における同意要件の緩和、権利利益侵害のおそれが少ない漏えい事案における本人通知義務の合理化、そして発達段階にある子どもの個人情報に関する特別な保護措置の導入は、AI時代に向けた情報環境に即した重要な制度改正といえる。

もつとも、これらの制度改正の実効性を確保するためには、具体的基準の明確化や実務上の課題への対応、国際的な個人情報保護制度との整合性確保などの点について、さらに詳細な検討が必要である。個人情報保護委員会には、ステークホルダーとの対話を通じた実効性のある制度設計と、デジタル時代における個人の権利利益保護と個人情報の有用性の両立に向けた継続的な取組みが求められる。

謝辞

本研究は、JST ムーンショット型研究開発事業、JPMJMS2215の支援を受けたものです。

参考文献

- [1] 個人情報保護委員会, “個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理” ,令和 6 年 6 月 27 日 (2024) .
- [2] 個人情報保護委員会, “個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しの検討の充実に向けた視点” ,第 304 回個人情報保護委員会決定,令和 6 年 10 月 16 日(2024) .
- [3] 個人情報保護委員会, “個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに関する検討会 報告書” ,令和 6 年 12 月 25 日(2024) .
- [4] 個人情報保護委員会, “「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について” ,令和 7 年 1 月 22 日 (2025) .
- [5] 個人情報保護委員会, “個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について” ,令和 7 年 3 月 5 日 (2025) .